

被災者生活再建支援制度の支援対象と支援金の拡充を求める意見書

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲にわたって多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援が切実に求められています。その一つとして、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された被災者生活再建支援法の改善が必要です。

被災者生活再建支援制度の対象が住宅の全壊及び大規模半壊等に限定されていることや、平成19年に支援金が最大300万円へと引き上げられたものの、この間の建設資材の値上がりなどもあり、さらなる拡充が求められています。

阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震などの大規模な地震が発生しており、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、制度の拡充が急がれます。

よって、国におかれましては、令和6年能登半島地震で被害に遭われた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害に備えるため、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を拡充するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月25日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（防災）